

第五十五回国会
衆議院

石炭対策特別委員会議録 第九号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞徳君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 頼治君

理事 鯨岡 兵輔君

倉成 正君

佐々木秀世君

砂田 重民君

中村 寅太君

村上信二郎君

井手 以誠君

細谷 治嘉君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

労働大臣 早川 崇君

出席政府委員

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

委員外の出席者

農林省農地局建設部長 松井 芳明君

通商産業省石炭局長 村松 寿君

通商産業省石炭局長 藤谷 興二君

五月十八日

委員齋藤邦吉君、篠田弘作君、進藤一馬君、菅波茂君、野田武夫君及び廣瀬正雄君辭任につき、その補欠として砂田重民君、河野洋平君、山下元利君、鯨岡兵輔君、村上信二郎君及び熊谷義雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鯨岡兵輔君、熊谷義雄君、河野洋平君、砂田重民君、村上信二郎君及び山下元利君辭任につき、その補欠として菅波茂君、廣瀬正雄君、篠田弘作君、齋藤邦吉君、野田武夫君及び進藤一馬君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五九号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二号)

○多賀谷委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○八木(男)委員 炭鉱離職者臨時措置法案につきまして今日まで幾多の質問をいたしました。問題最終的に次の二点に集約をいたしました。あらためて労働大臣に御見解を承りたいと思っております。簡潔に御質問いたします。

その第一点は、緊急就労事業の問題でございますが、すでに法律からこれがはずされております。事実上これを政府の予算措置によりまして

今日まで継続をされておるのでございますが、それとも閣議決定の線によりますると、来年の三月月をもってこれが打ち切りとなるという実情にございませう。しかしながら、なお今後多数の炭鉱離職者が発生をいたします客観的な事情にありまします。本来ならば、緊急就労事業そのものの今後のあり方についてと根本的に検討して、内容もこれを改めて、そうして引き続いて事業をやってもらいたいという希望を私どもは持つております。

それはさておきまして、当面現在まで実施をせられております緊急就労事業について今後いかになされるおつもりであるか。少なくとも昭和四十六年の三月末日までは現行どおり実施をしてもらいたい、最小限その措置はぜひともしてもらいたいと考えておるのでございますが、この点についての大臣の御見解を承りたいと思っております。

○早川國務大臣 まことにけっこうな、時宜に適切な御要望でございます。昭和四十六年三月三十一日までの間は、予算措置によりまして現行の例によって引き続き実施していくように努力いたします。

○八木(男)委員 それでは第二の点の質疑を申し上げます。
炭鉱離職者休職手帳、いわゆる黒い手帳が切れてなおかつ適切な就職ができないという事情のもとにあるかわいそうな方々がまだ多数おられるわけがあります。ところが今度の法律によりまして新しく自営業を開始するという者に対して、支度金並びに自営業を開始するための資金などにつきまして、これが借り入れの債務保証を雇用促進事業団がやるということにこの法律で提案になっておりますが、その対象となる人は黒い手帳を現に保持しておる人ということに相なっております。それでは私はきわめて不十分だと思います。

したがって自営支度金の問題はやむを得ないといはしめても、少なくとも債務保証の措置についてはすでに黒い手帳の期限が切れた者について全面的にその対象とすべきであると実は考えておりますけれども、手帳切れの者を全面的にすべて対象とすることがもし困難だといはしめても、現在の政府原案のものより以上に、もっと現実に応じて範囲を考慮してもらいたい。でき得べくんば法改正といいますが、政府原案の修正をいたしましたところでありまして、法の修正を待つまでもなく何らかの措置をなし得るすれば、それでもやむを得ないと思っております。どういった措置をおとりになるつもりであるか、お答えをいただきたいと思っております。

○早川國務大臣 第三次答申に基づく抜本的な石炭の安定対策が決定された月以後、自営業を開始しようとしておった人に対しては、今回の改正法の施行前に手帳の期限が切れた者に対しては、この法律によりまして自営業が円滑にできるように、ことばをかえて言えば、債務保証を雇用促進事業団がするということにより行政的に善処してまいりたいと思っております。

○多賀谷委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議はありますか。

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○多賀谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

第二類第四号 石炭対策特別委員會議録第九号

昭和四十二年五月十八日

第二類第四号

石炭対策特別委員會議録第九号

○多賀谷委員長 この際、蔵内修治君外七名から本案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず提出者に趣旨の説明を求めます。蔵内修治君。

○蔵内委員 ただいま可決せられました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、次の附帯決議案を付したいと存するのでございます。もちろん四派共同の提案でございます。

まず、案文を読み上げます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、炭鉱離職者求職手帳の期間を終了した炭鉱離職者について、なお一層再就職を促進するよう積極的に努力すべきである。

以上であります。

内容は申し上げるまでもなく現在手帳切れの炭鉱離職者が相当数おり、今後さらに増加することも見込まれております実情にかんがみ、政府におかれてはこれらの方々の再就職に一その努力をされたいというものでございます。

各位の御賛同をお願いいたします。

○多賀谷委員長 これより本動議について採決いたします。

蔵内修治君外七名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○多賀谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決定いたしました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所見を承ることにいたします。早川労働大臣。

○早川国務大臣 附帯決議の御趣旨に沿ひまして努力をいたしたいと考えております。

○多賀谷委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○多賀谷委員長 次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りま

す。

質疑の通告がありますのでこれを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 ただいま上程されました臨時石炭鉱害復旧法の一部改正案につきまして、数点政府に質問申し上げたいと思ひます。

いままでは政府は石炭政策をいろいろやってきたが、私もこの石炭政策そのものを見てお

りますと、非常に、大曲線で、政府の努力にもかかわらずこの問題は中心に政策そのものが到達して

いないという印象を受けておるわけでござい

ます。いままさら言ってもないと思ひますが、まず私がただしたいと思ひますのは、いままでは政府は

石炭政策の重点をどこに置いてきたかということをお尋ねしたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 石炭政策は私も単に石炭

鉱業の安定対策だけではないに、もちろん石炭鉱業の安定対策が一番中核にはなると思ひます。石

炭鉱業が長期に安定いたしますればおのずから雇用の安定あるいは地域社会の繁栄というものが同

立できるわけでありまして、石炭鉱業の長期の安定ということの中核になると思ひますけれども、

しかし御承知のような事情のもとに石炭鉱業につきましましてはやはりスクラップ・アンド・ビルド政

策、これはエネルギー革命の進行とともに山の自然条件の変化あるいは老朽化というようにならざる

な問題がございますので、どうしても閉山問題というのとは避けられない事態に立ち至りました。そ

うなりますと同時に、ただいままでいろいろな御審議いただいたような炭鉱の離職者の対策とかある

いは産炭地の疲弊に對しまして、この疲弊した産炭地振興対策というものも必要になってまいります。同時に石炭鉱業に密接な関係があるいは地域社会に密接な関係のある鉱害対策等があるわけでございますので、これらを総括して政策を推進してまいっておるわけでございます。今後ともそのような考え方でやってまいりたいと思つております。

○田中(六)委員 いまスクラップ・アンド・ビルドの徹底策からくるのが石炭対策の基本方針で、それから波及するものをいろいろと述べられたわけでございますが、いづれにしても政府の方針は石炭産業を私企業としていかに貫き通すかという基

本方針からいろいろな問題が出てきていると思うのです。それでスクラップ・アンド・ビルドの徹底ということ、そういうことに焦点を合わせておる關係上、どうしても鉱害対策というものにつきましまして手ぬかりというやうな強いことは別といたしましても、この対策が非常におくれておる、この対策に対する焦点の合わせ方が非常にばけておるんじゃないかという気がしてきましてござい

ます。と申しますのは、臨鉱法でも第一条に国土の保全と民生の安定ということを二つの眼目にしておるにもかかわらず、この鉱害問題は民生を不安定にしあるいは国土の保全についても非常に問題を起こしておるわけでございします。この点私は、政府はこの鉱害問題について真剣に取り組んできたかということにつきまして疑問を持っております。いままではの鉱害問題に対する努力、それから石炭全般に対する努力につきましては並々な

らぬものがあるために、あまりに広範囲な關係上鉱害問題というものを置き忘れてゐるのではないかと、このことを痛感するわけでございます。今回この臨時石炭鉱害復旧法の一部改正案が出ておりますが、この法律案の持つ内容、そういうものについてお答え願ひたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 ただいま御審議をお願いしております臨時鉱害復旧法の一部改正でありまして、この要旨は御承知のように四十二年度から石

炭対策につきましては鉱害対策も含めまして特別会計で予算を運営していくということに相なっておりますわけでございますが、この特別会計には当然いろいろの予算も入るわけでございします。ところで先生も御承知のように、従来の鉱害予算のあり方は關係、各省にまたがりまして予算の計上を行なつていました。たとえば鉱区等につきましては通産省に計上され、農地の復旧等につきましては農林省の予算になる。その他關係各省にそれぞれ分かれて予算が計上されておつたわけでござい

ますが、今回特別会計の設置ということに關連いたしまして、鉱害予算について一括計上ということにいたしましたと思つたわけでございまして、これはまた他面から見ますと、従来關係各省に分かれて

いた非難もあつたわけでございしますが、もう少し各省とも密接な連係をとるべきだというやうな御意見もあつたわけでございします。そういうやうなことももちろん念頭に置きまして一括計上する。

計上されました予算につきましては、これを一括鉱害復旧事業団に交付いたしまして、そうしてたとえば、農地の復旧であれば、農林省が農地復旧の計画等にももちろん従来どおり關係いたしまして、金の流れは鉱害復旧事業団を一元的に通しまして、工事の施工者に交付されるというやうな流れに改めたわけでございします。これによりまして、

この資金の流れが一元化されたというやうな意味合いから、今後やはり鉱害復旧のいろいろな事務の手續につきましては、簡素、強力な姿になるのではないかと、このことを期待しておるわけでございします。

○田中(六)委員 この法案の趣旨は事業団に特別会計から資金を流して、これが流通機構の整備というか、一本化されて、鉱害復旧事業にも非常に便利になったという趣旨ということでございますが、問題は、かつて政府が石炭鉱業審議会に答申案を要求している。これが約一年間の経過を經まして、昨年の七月に、審議会の会長の植村さんから

答申案が出されておるわけでございしますが、この

答申案がどの程度この改正案に盛り込まれたか、これは非常に問題だと思ひます。いまの石炭局長の説明では、この答申案の趣旨がどの程度盛り込まれたかということに非常に疑問に思ひ、一年間かかってこういう答申が出てゐるわけですが、これは氷山の一角でエキスである、こういうふうに答申しているわけではございません。したがつて、これを具体化する大きな責務が一応政府としてもあるわけではございますが、どの程度この答申案がこの改正案に盛り込まれてゐるかということにつきましてお聞きしたいと思います。

○井上(竜)政府委員 御指摘のように、昨年石炭鉱業審議会の答申に際しまして、鉱害につきましてもさうく迅速部会で検討を続けました。その内容を同時に答申をされました。政府といたしましてはこの答申の線を尊重しまして、今後これらの措置を全面的に実施していきたいということについて決意を明らかにいたしましたわけではございません。

その実施状況につきましては、まずこの答申の第一といたしまして、鉱害復旧の長期計画の策定という問題があるわけではございますが、この点につきましては、この答申の線に沿ひまして、今後鉱害復旧を計画的に処理するというような方針のもとにたゞいま作業を続けておるわけではございません。これはさび答申にありますように、既存の安定鉱害だけでも相当多額にのぼつておりますので、それらの残存鉱害の処理については、これは計画的に処理するというような決意のもとにたゞいまさういふ作業を続けておるわけではございません。

それから次の鉱害復旧の促進地域制度の確立という点でございますが、これは御承知のように、今日までは終閉山の無資力鉱害につきまして、地域指定を行なうというような措置を講じておりましたが、この答申では、単に終閉山の無資力鉱害地域制度の指定というようにすることに、終閉山しました有資力鉱害地域につきましても、その地域を追加すべきだという御提案があるわけではございますが、これにつきましては、本年度

から単に従来のように無資力鉱害地域だけでなしに、有資力につきましても追加したいということ、たゞいま地域の選定等について事務的に進めておる次第でございます。

それから次の第三点目ですが、答申では鉱害審査会の設置をはかるべきだという御提案がございまして、これは先生も御承知のように、鉱害処理の促進をはかりますためには、何といひましても和解仲介といひますか、被害者、加害者の間の話し合いがなかなかつかない場合がありまして、これが鉱害処理の促進をはばんでおる事例が相当あるわけではございますので、紛争に対しますこの仲裁裁定、これを促進する意味で鉱害審査会の設置をはかるべきではないかと、さういふ御提案があるわけではございます。この点につきましましては、通産省全体といたしましては、これは諸先生方御承知のことと思ひますけれども、鉱害法の改正をかつて国会に上程いたしました、それがたゞいま流れまして、今後鉱害法の改正をどうするかというのが一つの問題点になつておるわけではございますが、この改正鉱害法の当時の考え方では、こ

ういふ鉱害処理等の紛争につきましましては、地方鉱業審査会といふものを設けまして、この審査会みづからが鉱害賠償に対する紛争についての裁定権を持つという原案であつたわけではございますが、これが国会審議の過程で一応いま流れおる現状でございますので、この鉱害法の系統でこれをやるべきか、臨鉱法の系統でこ

ういふことをやるべきかといふような、これは通産省内部の問題で恐縮でございますが、いろいろの議論がありまして、なかなか議論に手間どつておるといふやうなことで、たゞいま今日現在ではこの答申に基づき鉱害審査会の設置といふことはしばらく見送らしていただいております。しかしいづれにいたしまして、この問題は今後のやはり鉱害対策を強力に推進していくといふような筋合いから申しましても、私はこの鉱害審査会の設置、あるいは鉱害法の関係につきましても同じ趣旨のことが行なわれるわけではございますが、いづれにせよ

こういった機関の設置ということが必要であると考えております。したがひましてこれは答申に盛り込まれておるが本年当初から実施できなかったことはきわめて遺憾でございますし、私どもも反省をいたしておる点でございますが、この必要性につきましては十分私どもも認識いたしておりますので、できるだけ近い機会に省内外の思想統一をいたしまして実現いたしたいといふふうに考えております。

それから次は鉱害復旧事業団の全国統一の問題を示唆されておるわけではございます。これは鉱害復旧事業団の機能強化のために、現在全国に四つの鉱害復旧事業団があるわけではございますが、これを全国統一をしたらどうかといふ御提案でございます。ところが、これはたゞいま四つの事業団がございまして、この鉱害復旧につきましては、それぞれ鉱害地域の特殊事情等もありまして、四つの事業団があるといふこともそれ自体私は意味のあることであると思ひます。しかしこの答申によりまして、四つには分割されておつても、地域の事情、特殊性等もありまして、意義はあるけれども、今後の鉱害復旧のあり方といひますか、今後の鉱害復旧の政策、方向としましては、やはり今日の石炭鉱業の現状、無資力鉱害が非常にふえているといふような現状、あるいは有資力鉱害につきましても、なかなか負担をしがた

い經理事情、さういふたやうな点からやはり国の関与する面が相当強くなるわけでありまして、特にこの助成面において強くなる傾向があるわけではございますし、またさういふなければ、鉱害復旧を強力に進めるといふことができないわけではございませんので、さういふたやうな今後の鉱害復旧の見通し、政策方向といふやうな点からいたしまして、あえて全国統一に踏み切るべきではないかといふ御意見でございます。私どももこの趣旨、政策方向については全面的に賛成でおつたわけではございます。卒直な表現ではなはだ恐縮でございますが、実は全国統一の原案をつくつたわけではございますが、御承知のように、公団、事業団等の新

設の制限といふやうな問題もありますし、まして、それともう一つは、相当長い歴史を持つてゐる四つの事業団が業務の運営をしてまいつておりますので、それを一本に統一するための事務的準備といふやうな問題もありまして、今回の法律改正には間に合はなかつたわけではございません。

そこで、私どもはたゞいまこの答申とはちよつと違ひまして、答申よりもつと強力な姿で、全国統一をはかるべきではなからうかといふふうに考えておるわけではございます。それは、答申では四つの鉱害復旧事業団の全国統一といふことがいわれておるわけではございますが、私どもは四つの鉱害復旧事業団だけになしに、鉱害基金まで加へまして、鉱害関係の文字どおり一元的な復旧並びに助成機関といふやうな形のものをつくりたいといふふうに考えておるわけではございます。さういふ意味で、たゞいまこの事業団の統合問題につきまして原案の検討を進めておるわけではございます。次の国会には必ずこれは出した、鉱害基金も加へました統一にしたいといふふうに考えております。

それから次は、地方公共団体の財政負担対策でございますが、これにつきましては、本年度の予算におきまして、たとえば農地復旧あるいは家屋等の復旧につきまして、従来国と地方公共団体の負担割合があるわけではございますが、それらにつきまして、国の負担割合を重くして、地方公共団体の負担を軽くするといふやうな措置をこ

らとつたわけではございます。それから、その他鉱害復旧手続の整備の問題等でございますが、さういふ点についても、これは法律事項ではございせんが、実際の運営の円滑化といふ意味で、すべて必要な事項ばかりでございますので、本年度から実施するように努力してまいる所存でございます。

○田中(六)委員 答申案に盛り込まれておるものがほとんど改正案には実は盛り込まれていないといふことがはつきりしてゐるわけではございます。いろいろ問題があるから重要なことを一年間でいろいろな

法案に盛ることはできなかったのだらうと思いがすが、将来の展望として、何とかしてこれを実現していきたいというふうな見解が述べられたわけでございます。私も言わせてみますと、鉱害復旧の長期計画の策定そのものが第一はつきりしてない。それから事業団の統一にしても、一つの考え方としては非常にいいと思いますが、これは考へておるとか、あるいは計画しておるとか、これは抜本対策になりませんし、これが実現の方向にぜひとも持っていくことが政策の趣旨でございますし、私もその本旨である。したがって、一そう御努力をお願いしたいと思います。まあこういうような抽象的なことで済まされる問題じゃなくて、ほんとうにもう少し早目に、いつも考へておるとか、考慮してこうしている、計画なんだというふうなことで毎年毎年済むということでは困りますので、今後一そうの努力をお願いしたいと思います。

鉱害をいろいろ検討してみますと、まず第一に私どもの頭に浮かぶのは、政府がどの程度の鉱害量を頭に描いて対処しようとしておられるのかということだと思ふのです。それで昨年も通産省が各地方の通産局に命じて全国の鉱害量を調査したはらでございますが、この点いろいろいわれて、八百数十億とか何とかというふうな数字が流れておたりしてさだかではないのですが、はつきりできる点をはつきりしてもらいたいというように考えます。

○井上(元)政府委員 御指摘がありましたように、昭和四十年年度に全国鉱害量調査をいたしたわけでございます。ただいま私どものほうの手元で権威のある一応の調査資料といたしましてはこれでございますが、これによりまして、既採掘鉱害の残存鉱害、これは農地、土木、水道、鉄道、学校、公共建物、家屋、その他全部合わせまして六百七十億程度ではなからうかという集計の結果に相なっております。それからさらに将来の発生鉱害、これの予測もいたしておりますが、これが大体百五十億程度のものになるのではなからうか。

合わせますと、先生おっしゃいましたような、大体八百億程度のものになるというふうな一応の調査の集計ができております。しかし、私も将来の問題につきましては、まだ不確定な要素が多分にあるわけでございますから、今後さらに実情を見ながら検討してまいりたい。さしあたり長期に計画的に鉱害の処理をするというふうな場合には、対象としては、やはりこれらのいま申しました既採掘だけでも六百七十億ある、その中で安定鉱害と不安定な鉱害が入っておりますので、安定鉱害につきましてこれを長期的に処理する。それから不安定なものは、安定するのを待つてその計画の中に追加していくというふうな計画を作成したいと思つております。

○田中(六)委員 これも人間のやることだからいろいろ問題があるでしょうが、鉱害量が非常に多く、現実にわれわれの選挙区でも、鉱害問題というものが炭鉱が閉山されていけばいくほど大きな問題で、民政にも大きな響きを与えておるわけですね。いま全国の調査で、この計算で八百二十億というふうなことがはつきりしたわけでございます。今後発生するであろう鉱害を含めて大体八百二十億。そうすると、このときの基準ベースを何年に置いたかということが一応問題になると思う。将来も含めてそれに対処するということなんですが、これは基準年度はどこに置いたわけですか。

○井上(元)政府委員 ただいま申しました全国鉱害調査は四十年年度に実施いたしました。基準は三十九年度で考えております。

○田中(六)委員 三十九年を基準にして金額にして八百幾ら、そうすると、だんだん年月がたてば、今度四十一一年になるわけですが、今度われわれの施行しようとする予算に關係しますと、四十二年度ベースになるわけですが、そのタイムラグの金額というふうなことは頭に入れておるかどううか、入れておるとするならば、それはどの程度になるのですか。

○井上(元)政府委員 年々の予算要求に際しましては、私もはたとえ本年、四十二年に復

旧すべき地域というふうな点がはつきりいたします。その地域についてケース・バイ・ケースに検討を加えた予定計画で予算を要求いたしておるわけでございます。

○田中(六)委員 私が調べた範囲では八百数十億、まああなたのおっしゃるような八百二十億程度とした場合でも、今年度の四十二年度ベースに直すと一千二百億くらいになるというふうな言われておるわけですね。そうすると四十二年度の予算要求額に対して、獲得できた予算が六十七億ですか。六十幾ら……

○井上(元)政府委員 本年度の予算は、復旧の補助費といたしまして六十億余りでございます。それを復旧ベースに直しますと七十七億でございます。

○田中(六)委員 そうすると安定鉱害を対象にしたもので約六百億くらいで、四十二年度が七十七億、約八十億といたしても、大体それが臨鉱法との關係を見ますと問題が起こる。つまり臨鉱法は一応昭和四十七年で切れるということ、そうすると五年間で大まかな計算で割つてみて、年間に百二十億は少なくとも要する。それが七十七億程度で済まされる、そうすると臨鉱法のこの時限立法との關係で、これからの鉱害というものの対処のしかたをどういうふうに考えていますか。

○井上(元)政府委員 先生はただいま安定鉱害六百億とおっしゃいましたが、私も同じく安定鉱害六百億と申し上げた残存鉱害六百七十億といひますのは不安定なものも入っておりますから、安定鉱害としましては五百億程度ではないかというように想定いたしております。ただその後また逐次逐年不安定なものは安定していきましますから、当然それは対象にはしなければいかぬと思つておりますが、一応今日現在におきます安定鉱害として五百億程度を考えております。したがって、金額には触れられておりませんが、審議の過程のいろいろな議論では、鉱害復旧につきましては今後計画的にやっていくが、たとえば五カ年で

やります場合に、少なくともこの五百億は五年間で復旧できる程度の長期計画にすべきであるというふうな議論があるわけでございます。ところが御指摘がありましたように、本年度は七十七億の復旧ベースの予算ということになりますので、答申を出されました石炭産業審議会におかれまして、当初は特別会計その他の關係もあり、それからまた特に一番問題になるのは作業量、工事力の問題もございまして、これは今年度の予算でも、前年から比べますとたいへんな増額になっております。鉱害復旧予算の近年の伸び方というものは非常に伸び方でありまして、したがって、鉱害復旧事業団等においてもあるいは農林省の現地当局におきまして、やはりそれだけの人的態勢を整備しつつ進めざるを得ない工事能力の問題もございまして、そういう意味で逐次増加していくという考へ方でおるわけでございます。初年度である四十二年度は七十七億であつても、最終年次になりまして百二十億程度ということもあり得るわけでございます。そういうふうな考へ方、工事能力と見合つて計画的に復旧をしていきたいというふうな考へ方でおるわけでございます。

○田中(六)委員 いまの局長の説明だと、五年間で最終年次では百二十億くらいになって、五年間で大体六百億安定鉱害が得得という計算を立てておられるようですが、しかしそれがはたして現実になるか。いまも七十七億で、平均いまだベースでいけば、局長の言うように五百億としても五カ年の昭和四十七年で終わらせるかどうか。それで鉱害問題が片づかない、私はそう思つてゐるわけですね。そうすると臨鉱法の時限立法、これをどうするかということについての考へはどういうふうな思つておりますか。

○井上(元)政府委員 臨鉱法は四十七年までというところでございますが、時限立法になっておるわけでございます。私も先生と同じように、四十七年になれば鉱害復旧問題はもう終わりであるというふうには考へておりません。鉱害はないにこ

したことはないわけですが、しかし筑豊地帯あるいは佐賀、長崎地区における炭鉱というものはなお継続、存続していくと思いたすので、やはりどうしても炭害の発生は避けたい面がございます。そういう見通しでございますので、四十七年度にも炭害はやめてしまおうというふうにはただいま考えておりません。ただ不幸にして石炭産業が近年のうちに全部炭害、佐賀等から炭害を消してしまえば別ですが、少なくとも私どもは炭害政策の今日の見通しでは、そういうことはあり得ません。そうなりますと、やっぱり炭害法の延長ということがあり得るというふうに考えております。

○田中(六)委員 炭害法の延長は、私は常識的なことじゃないかと思うのです。

さらに問題を突き進めると、産炭地振興ということが非常に大きくしていかれていくわけですが、現実私どもの地方であります筑豊地帯を見ますときに、進出してこうとうという企業が、労賃とかその他のいろいろな条件があるわけですが、そういうものもさることながら、炭害があるためにどうにもならない。大阪とか東京とかその他から調査に来て、現地を見て、炭害復旧をやっているというのを認めながら、こんなならたいへんなことだ、それから炭害復旧をしていない部分を見ても、こんなに炭害があるか、こういうことが目に見えて、中堅企業の進出ということが、鳴りもの入りでどんどんやっても、なかなか私企業に開く限り来ない。私企業ですからあんまり規制するわけにいかない。必ず来いというわけにいかない。したがってこういう問題が一つと、それから炭害があるために住民が、われわれが役所仕事で、机の上でどうかとか考へるより以上に、精神的に物質的に大きな圧力をよその住民よりも与えられておるわけです。そういうこともあつて、それからさらに波及すると、農業をやらしても、結局収入減で非常に悲惨な農家になるという問題が展開されているわけです。毎年炭害復旧をやつたとしても、それが無資力、有資力

と二つの複雑な問題とからんで、無資力の場合対象が政府になる、そのたびに現地から東京に来て、役所の人と会う。役所ではきわめて冷静に、事務的にこれを処理して帰さなければ、一々言うことを聞いてくれると予算もたいへんだし、これは先行きどうなるかわからぬということで帰す場合が多いのですが、そういうことがはたして政治かどうか。それから、炭害問題をそれほど簡単に、事務的に処理していかうかというところなどもあるのですが、私は冒頭に言ったように、産炭地振興計画とかみ合わせてこの炭害問題を考えた場合に、非常に暗たんたるものがあります。将来とも炭害復旧計画をいろいろやつても私企業である限り……そういう点どういうふうにお考えか。

と二つの複雑な問題とからんで、無資力の場合対象が政府になる、そのたびに現地から東京に来て、役所の人と会う。役所ではきわめて冷静に、事務的にこれを処理して帰さなければ、一々言うことを聞いてくれると予算もたいへんだし、これは先行きどうなるかわからぬということで帰す場合が多いのですが、そういうことがはたして政治かどうか。それから、炭害問題をそれほど簡単に、事務的に処理していかうかというところなどもあるのですが、私は冒頭に言ったように、産炭地振興計画とかみ合わせてこの炭害問題を考えた場合に、非常に暗たんたるものがあります。将来とも炭害復旧計画をいろいろやつても私企業である限り……そういう点どういうふうにお考えか。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「租賦権」とはの下に「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。
第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和四十二年)度までは、昭和四十二年(昭和四十二年)度」を「昭和四十二年(昭和四十二年)度」に改める。
第九條の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。
第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。
第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。
第二十六條の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞれ」を削る。
第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号」に規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五條中「及び第三十五條の七」を「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條第三項及び第五十條」に改める。
第三十五條の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的

○井上(亮)政府委員 お説のように産炭地振興の問題とからみまして、特に振興を妨げるものとしての炭害の存在ということはあるかと思ひます。しかし先生も御存じのように、私も産炭地を何度となく見ておりますけれども、炭害のありますひどい地域だけを見ますと、これはたいへんだというところは事実でございますが、何も企業誘致等をいたしますときに、産炭地は全部が炭害のひどい荒れはたてた地域というわけではないと思ひます。御承知のように特に炭害のひどい直方周辺、あるいは飯塚周辺、田川周辺を見ましても全部がそうというわけでもありません。特に企業誘致につきましても、必要があれば土地造成を行ないまして企業誘致をはかるわけでございますし、これは特に産炭地振興として必要だと思ひますのは、何といひましても道路とか、そういうような関連いたします基盤整備、これが第一でございますので、そういうこととあわせて考へていけば、炭害の存在があるから企業誘致ができないというふうには……これはおことばを返すようで恐縮でございますが、直ちに直結するのかわつたというふうに考へます。相当広範な工場適地も産炭地にあるわけでございますので、もちろん炭害がないにこしたことはないわけでございますが、そういう適地もあるというふうな意味で、産炭地振興についてはそれなりに振興政策は可能であるというふうに考へております。ただ、先生もおっしゃいますように、こういうひどい地域を復旧すれば、なお工場環境としてよくなるということは事実だと思ひますので、そういう意味からいたしまして、炭害復旧についてはいづれにしても急いで復旧をしなければいかぬというふうに考へております。

○田中(六)委員 以上で私の質問を終わります。が、いづれにしても炭害問題というものはその土地の民生安定に非常に大きな影響があるというところを十分考へて、一番最近な例が、隣の町まで炭害で、あとは炭害じゃないというふうなことがいなかでは往々にしてあるが、そういうことは考へられない。地表面ではできるだけ予算もとるが、隣まで炭害であつては違ふというふうな、常識的にも考へられないことが平気でこの二十世紀の後半において、そういう役所の仕事が行なわれている場合が多いということも頭にに入れていただいて、この炭害問題に十分大きな見地からはもちろん、小さなそういう点も考へて対処していつていただきたいと思ひます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「租賦権」とはの下に「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。
第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和四十二年)度までは、昭和四十二年(昭和四十二年)度」を「昭和四十二年(昭和四十二年)度」に改める。
第九條の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。
第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。
第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。
第二十六條の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞれ」を削る。
第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号」に規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五條中「及び第三十五條の七」を「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條第三項及び第五十條」に改める。
第三十五條の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的

○井上(亮)政府委員 お説のように産炭地振興の問題とからみまして、特に振興を妨げるものとしての炭害の存在ということはあるかと思ひます。しかし先生も御存じのように、私も産炭地を何度となく見ておりますけれども、炭害のありますひどい地域だけを見ますと、これはたいへんだというところは事実でございますが、何も企業誘致等をいたしますときに、産炭地は全部が炭害のひどい荒れはたてた地域というわけではないと思ひます。御承知のように特に炭害のひどい直方周辺、あるいは飯塚周辺、田川周辺を見ましても全部がそうというわけでもありません。特に企業誘致につきましても、必要があれば土地造成を行ないまして企業誘致をはかるわけでございますし、これは特に産炭地振興として必要だと思ひますのは、何といひましても道路とか、そういうような関連いたします基盤整備、これが第一でございますので、そういうこととあわせて考へていけば、炭害の存在があるから企業誘致ができないというふうには……これはおことばを返すようで恐縮でございますが、直ちに直結するのかわつたというふうに考へます。相当広範な工場適地も産炭地にあるわけでございますので、もちろん炭害がないにこしたことはないわけでございますが、そういう適地もあるというふうな意味で、産炭地振興についてはそれなりに振興政策は可能であるというふうに考へております。ただ、先生もおっしゃいますように、こういうひどい地域を復旧すれば、なお工場環境としてよくなるということは事実だと思ひますので、そういう意味からいたしまして、炭害復旧についてはいづれにしても急いで復旧をしなければいかぬというふうに考へております。

○田中(六)委員 以上で私の質問を終わります。が、いづれにしても炭害問題というものはその土地の民生安定に非常に大きな影響があるというところを十分考へて、一番最近な例が、隣の町まで炭害で、あとは炭害じゃないというふうなことがいなかでは往々にしてあるが、そういうことは考へられない。地表面ではできるだけ予算もとるが、隣まで炭害であつては違ふというふうな、常識的にも考へられないことが平気でこの二十世紀の後半において、そういう役所の仕事が行なわれている場合が多いということも頭にに入れていただいて、この炭害問題に十分大きな見地からはもちろん、小さなそういう点も考へて対処していつていただきたいと思ひます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「租賦権」とはの下に「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。
第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和四十二年)度までは、昭和四十二年(昭和四十二年)度」を「昭和四十二年(昭和四十二年)度」に改める。
第九條の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。
第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。
第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。
第二十六條の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞれ」を削る。
第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号」に規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五條中「及び第三十五條の七」を「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條第三項及び第五十條」に改める。
第三十五條の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的

○多賀谷委員 暫時休憩いたします。
午後零時二十四分休憩
午後四時七分開議
○多賀谷委員 休憩前に引き続き会議を開きます。
去る五月十六日付託になりました内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。菅野通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「租賦権」とはの下に「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。
第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和四十二年)度までは、昭和四十二年(昭和四十二年)度」を「昭和四十二年(昭和四十二年)度」に改める。
第九條の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。
第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。
第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。
第二十六條の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞれ」を削る。
第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号」に規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五條中「及び第三十五條の七」を「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條第三項及び第五十條」に改める。
第三十五條の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「租賦権」とはの下に「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。
第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和四十二年)度までは、昭和四十二年(昭和四十二年)度」を「昭和四十二年(昭和四十二年)度」に改める。
第九條の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。
第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。
第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。
第二十六條の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞれ」を削る。
第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号」に規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五條中「及び第三十五條の七」を「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條第三項及び第五十條」に改める。
第三十五條の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的

とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を採掘してはならない。

第三十六條の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「もののうち」を「もの又は」に改める。

第三十六條の十四中「第二十六條の二第一項第一号」を「第二十六條の二第一項」に改める。

第三十六條の二十二を次のように改める。

第三十六條の二十二削除

第三十六條の二十三第一項中「第二十五條第一項第二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六條の二十四中「第二十五條第一項第十二号の三」を「第二十五條第一項第十二号の二」に改める。

第四十條の二中「又は開発資金」を「開発資金又は再建資金」に改める。

第四十四條の次に次の一条を加える。

第四十四條の二 交付金の交付の決定の日から第三十五條の三第一項の規定により事業団が同項第二号の債務の弁済を行なう日までの間において同号に規定する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続きに従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 第四十三條ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五條第二項中「前条第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条第二項において準用する第四十三條ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六條中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第四十七條第一項中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十九條中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第五十條中「売渡」を「売渡し」に、「申込」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四條の二第一項の裁定があつた場合において、交付金の交付の決定が取り消されたときも、同様とする。

第五十一條第一項中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第八十三條中「若しくは第四十四條第一項」を「第四十四條第一項若しくは第四十四條の二第一項」に改める。

第八十四條第一号中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附則第二條の二を次のように改める。

第二條の二 事業団の業務のうち、採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け、開発資金の貸付け、近代化機械の貸付け、石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の

借入れに係る債務の保証、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付及び再建資金の貸付けに係るものは、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六條の二十二第一項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお従前の例による。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六條の二十三第一項の規定により行なつた同項に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理 由

石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を変更するとともに、経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証の制度及び再建資金の貸付けの制度を改善し、鉱害賠償に関する裁定の制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○菅野國務大臣 ただいま議題になりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の渦中であつて、経営基盤の悪化等きわめて憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されぬ情勢に立ち至つております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年有余にわたる慎重な審議を経て、昨年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしまして、同年八月、この答申を尊重し石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の

石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、本年度から本格的に実施する所存であり、その中核をなす肩がわり措置につきましては、さきに石炭鉱業再建整備臨時措置法案を提案いたしましたところでありますが、さらにこれらの諸措置の前提として、石炭鉱業合理化基本計画を昭和四十五年度を目標とした新たな計画に改め、そのほか再建資金等につきまして制度の改善をはかる必要がありますので、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

次に、この法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和四十二年度から昭和四十五年度に改めることとしたことであります。これは、今回の抜本的安定対策が、当面、昭和四十五年度までの石炭対策の基本骨格を設定するものであるため、昭和四十五年度を石炭対策の目標年度とする趣旨であります。なお、これに合わせて、石炭鉱業合理化事業団の主要業務の廃止期限も、現行の昭和四十二年度末から昭和四十五年度末まで延長することとしたしております。

第二は、石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭の運賃の延納にかかる債務の保証業務を廃止することとしたことであります。石炭運賃の延納措置は、昭和三十六年及び昭和四十一年の国鉄運賃の引き上げに伴う暫定的な措置であり、当初の目的は達成されましたので、今後は、抜本的安定対策により対処すべきものと考へて、予定どおり廃止することとしたものであります。

第三は、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等の区域においては、石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権等を有する者についても、石炭を採掘してはならないこととしたことであります。

第四は、最近の石炭鉱業の資金経理面の実情にかんがみ、石炭鉱業合理化事業団が行なう経営改

善資金の借り入れにかかる債務保証制度及び再建資金の貸し付け制度を拡充強化することとしたこととあります。経営改善資金の借り入れにかかる債務の保証については、現行の中小炭鉱のほか、再建資金の貸し付けを受けている者についても適用できるものとするともに、再建資金の貸し付けについては、現行の六分五厘の利率を改めて無利子とし、そのほか償還期間等につきまして所要の規定を加えることとしたものであります。

第五は、鉱害賠償に関する通商産業局長の裁定制度を、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等にかかる鉱害紛争についても適用することとしたこととあります。現行の裁定制度は従来の炭鉱買取制度により買収された鉱区等に適用される制度であります。交付金交付制度の円滑な運用をはかるため、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等についてもこの裁定制度を適用する必要がある、制度の拡充を行なうこととしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

なにとぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますよう御願ひ申し上げます。

○多賀谷委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○多賀谷委員長 次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を議題とし、午前に引き続き、質疑を行ないます。井手以蔵君。

○井手委員 石炭鉱業安定対策の答申に示された鉱害問題について、午前中一わたりの説明がありました。念を押しておきたいと思ひます。あの答申の中に立法措置を要するものはどれとどれであるか、行政措置によるものはどれとどれであるか、そして、それはいつ実行するか、お伺ひいたします。

○井上(亮)政府委員 答申の項目の中で、立法措置を必要とします項目は、鉱害処理の促進をはか

りますために、通商産業局に鉱害審査会を置きたいというふうに考えておりますが、この鉱害審査会の設置は立法事項で、善処したいというふうに考えております。それから、鉱害復旧事業団、これはただいま全国に四つございまして、これを全国統一して一本にして強力な復旧事業団にすべきではないかという提案が答申されておるわけでございます。これにつきましては、その後、この答申を受けまして以来、私も種々の検討をいたしまして、答申では四つの全国の鉱害復旧事業団を一本化するということでございますが、さらに鉱害基金もこれに加えて、鉱害関係の国の、政府の機関を完全に一元化するというほうがより事業団の運営も強力になりますので、そのような方向で全国統一をはかってまいりたいというふうに考えております。これが立法事項の第二点でございます。大きい点は、この二つでございます。

なおこれにつきましては、できるだけ早く、一日も早くこの答申の趣旨に沿ひまして、あるいは答申の趣旨をさらに強化した形で実現できるようにいたしたいというふうに考えております。したがひまして、この立法事項につきましては、次の通常国会までにはおそくとも実現できるように配慮いたしたいというふうに決意いたしております。

○井手委員 大臣にお伺ひいたしますが、石炭安定対策の答申が出されたのは昨年七月でした。どの項目を見ても緊急を要するものとして答申が行なわれております。すでに十カ月を経過いたしておるのでありますから、おそくとも今国会までには提案されることが常識であると思ひます。当然であると思ひます。この当然である立法措置に對して、まだ今国会の会期も余裕がございますから、次の通常国会などということは私は受けつけません。確たる大臣の信念を承つておきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 石炭鉱業審議会の答申につきましては、大体おなるものは今度の国会に出しておるのであります。いま局長から申し上げまし

た二項については、まだ法制化しておりません。その点はまことに遺憾に思つております。事務当局といたしましても、いろいろ今日まで苦心しておることと思つておりますが、今国会に出し得なかつたことを私も遺憾に存じております。せいで督促いたしまして、次の通常国会には提案するようにさせたいと思つております。

○井手委員 いま提案されております臨時鉱害復旧法の一部改正案、これになぜ二つの問題について改正ができなかつたのか。大臣はおもなるものは済んだとおっしゃるが、鉱害については、おもなるものがこの二つです。いま出されておるのは手続です。事務上の問題です。国民の権利義務に関する安定対策、鉱害に関する基本の問題は、これは提案されていない。鉱害審査会の問題です。一番大事なものは、大臣は大阪ですから、鉱害地のことは詳しくないかもしれませんが、いま鉱害の問題で一番重要な問題は二つあると思ひます。

一つは、鉱害処理について予算を増額して五年間に復旧するというのが大きな題目。いま一つは、被害者長年の悩みである炭鉱主の同意が得られないという問題、これが一番のいわゆる資本主義立法としては根本に触れる大きな問題です。いかに鉱害があつて、復旧が急がれても、鉱業権者の同意が得られなければ、いつまでも復旧はできないのです。その大事な点が、鉱害部会で検討の上によつと目の目を見たのがこの審査会なんです。私が鉱害問題で期待したのはこれです。ずいぶん私も有沢さんとか門城寺さんに話し合ひをしました。今日の鉱害復旧では、国が県を含めて八割五分も補助を出しておるのに、なぜ鉱業権者の同意を得ねばならないのか。やつと同意を得られる道を開かせたのに、立法措置がとれないというのには私は残念です。一番期待された問題です。これはひとつ局長とよく打ち合わせて、次の通常国会などということでは私は承知いたしませ

○菅野國務大臣 お話のとおり、これは早くこの法案を出すべきであります。次の通常国会とい

うことを申し上げましたが、もしそれよりも前に臨時国会が幸ひにして開かれることがあれば、そのときには必ず提案することができるよう準備させたいと思つております。

○井手委員 局長にお伺ひしますが、それは鉱業法の改正によりますか、あるいは臨鉱法の改正によりますか、私は臨鉱法の改正でもいいんではないかと思つております。大臣は御存じないかもしれません。実は鉱業法の改正でずいぶんおめまして、流れました。ひどいことをあんな方はやりました。参考までに申し上げておきますが、私もこの衆議院で、参議院も同様ですが、昭和三十四年かと思つております。鉱業権者と地上権者の紛争、たとえば北九州の重工業地帯に日炭高松がどんどん採掘されて、北九州の朝日新聞社の近くまで小倉炭鉱が掘進されているという地上権との問題、これはたいへんだというので、いわゆる都市の近代化と申しますか、その調整について、地上権をもっと守るべきではないかという意

味で、われわれは地上権者と鉱業権者の調整について決議をいたしました。ところが、出された鉱業法の改正については、全く逆の立法措置がとられたのです。それは鉱業権者の掘進のために地上権者は鉄道も敷けない、ビルも立てられない、ため池もつくれないというところでもないものを出してまいりましたから、つぶしたのです。ところが、あなたのほうでは鉱業法の改正によるうとすると、これを抱き合はせにして、いわば毒と薬を一緒にして持ち込もうとする気配があるのです。おそろくその点で石炭局長が困つておると思ひます。だから私は臨鉱法による改正でいいんではないか。私もまだその点についてじっくり研究してありませんが、私のいまの勘では、臨鉱法でもいいんじゃないか、臨鉱法に基づくという答申もございまして、いいんじゃないかと思つております。どんな災害、鉱害が起こつても、どんな世論があつても、鉱業権者が同意しない限りは復旧はできないのです。こんなばかげたことはござい

ません。国や県が八割五分も補助をしておるのに

鉱業権者が同意しない限り復旧はできないという
ばかれたこと、やうとその道を開こうとしたのが
今度の安定対策ですよ。なぜそれが出せない。そ
の点をもう少し研究して返事をしてもらいたい。
私は中途はんばい返事ではこの法案については簡
単に通すわけにはまいりません。立法機関を無視
するようなことは断じて許せん。

○井上(亮)政府委員 ただいまお話がありました
ように、この鉱害審査会の設置、この答申でい
っており、その趣旨は、先生のおっしゃいましたよ
うな鉱害処理のための処理を促進するというた
めは、どうしてもこの被害者と鉱業権者の同意が
なかなかならずかかるといふことが御指摘のよ
うに多いわけでございますので、鉱害復旧に関し
ます同意のあつてを行なう機関にするというよ
うなこと、それから同時にこの機関を紛争があり
ました場合の裁定機関にしたいといふことなれ
ば、審議会でもこの答申をなさされたものと、ま
さに先生のおっしゃったとおりでございます。先
生もこれが大きな政策だといふふうにおっしゃ
いましたが、私も全くそのように考えております。

ただ、しからばなぜこの国会に間に合わなかつ
たかといふことになるわけでございますが、私は
決して言いわけを言うつもりはございません、ご
ざいませうが、先生もたまたま御指摘のありま
したように、やはり通産省といたしまして、以前に
鉱業法の改正につきまして同様な法体系を国会の審
議にお願ひしたわけでございますが、それが流れ
て今日おるわけでございます。流れたこの改正
法を今後どうするかというふうな問題もあり、
かつはまたこの臨鉱法でこの体系をつくるべき
か、改正鉱業法のような考え方を再びとるべき
か、あるいは別途にやるかといふようないろいろ
議論がありまして、その意見の取りまとめが力足
らずして十分でなかった、その点、私も遺憾に
思っておりますが、そういう事情でこの国会に
間に合わなかつたわけでございます。先生も御承
知のように、相当むずかしい多岐にわたる問題が
ありましたために、その整理が今日までできな

かつたというのが本件の立法化がおくれた理由で
ございます。しかし石炭行政を担当いたしましたし
て、特に石炭の鉱害関係につきまして、鉱害処理
についての実情を見まして、こういう答申があり
ましたような鉱害審査会のような機関がどうして
も必要であるといふふうに私も感じております
ので、ただいま大臣が通常国会を待たずできるだ
け早い機会に、臨時国会でも何でも早い機会に善
処したいという御答申でありましたが、私も大臣
のその御趣旨に沿ひまして、一日も早く、来年を
待たずにできるように今後努力してまいりたいと
考えております。

なお、井上先生よりただいまこれは鉱業法とい
うよりも臨鉱法でいけるのではないかとというよ
うな御示唆をいただいたわけでございますが、私も
急ぐという趣旨からいいますと、鉱業法の体系
は体系でひとつ広範な問題があらうと思ひます
が、石炭鉱害の緊急性といふことが重要性等の関
係もありまして、これは法制局と十分打ち合わ
せをしなければいけませんけれども、私個人の考
え方では、第一義的には臨鉱法の改正といふこと
で考えてみたかどうかと思ひますが、ただ臨鉱法
は復旧立法でもございまして、こういう裁定機関
につきましては、あるいは単独の特別立法のよう
な形がいいかどうかといふような問題もございま
すので、単独立法でいくかあるいは臨鉱法体系で
いくか、いずれにしても大臣のたゞいま答弁
されました御趣旨に沿ひまして、来年を待たず実
現できるように努力してまいりたいといふふうに
考えております。

○井手委員 大臣にお伺ひしますが、通産省内に
いろいろの流れのあることは御承知だと思いま
す。石炭対策の急を要する問題から、臨鉱法にし
る鉱業法にしろ単独立法にしろ、ほかの問題と切
り離してでもすみやかに提案する、また抱き合わ
されては困りますよ。おそらく菅野さんはそんな
ことはなさぬと思ひます、私は信用しておりま
すから。いまの場合、臨時国会を云々するわけに
はまいりませんが、それを念頭に置いてこの国会

中にできるだけ提案するというところでなくては私
はぐあいが悪いと思ひます。そういう誠意がござ
いまいしょうか。やろうと思へば一日でできます
よ。これはあなたの方の熱意と誠意次第です
よ。やろうと思へば二、三日で全部できますよ、
むずかしい問題じゃないですからね。これだけの
ことです。今国会に約束できなくちやぐあいが
悪いのです。これだけの石炭答申に対して一番
大事なものを抜いておるじゃないですか。

○菅野国務大臣 井手先生の熱心な御希望に對し
ましていま局長ともいろいろ相談したのですが、
鉱業法の関係でこれが立案がおくれたということ
をいま聞いたのでありますが、先ほどの話
のとおり、単独立法でもやれないことはないよう
でありますから、したがって、問題はやはり
法制局との関係がありますが、もう御希望に沿
うて、できれば本国会に出せば出したいという決
意を私もいまいたしましたから、それだけはつき
り申し上げておきます。

○井手委員 誠意の半分ほどは認められました。
なお保留いたしておきます。この問題が鉱害の一
番大きなものです。
その次が復旧費の問題で、先刻午前中いろいろ
論議があつたことを聞いております。それは課長
でもかまいませんが、昭和三十九年度に行ない
ました鉱害量の調査、あれは原形復旧じゃなくて効
用回復として関係市町村に調査を依頼された
思つております。その効用回復の場合は、原状回復
に対してどのくらい見てありますか。五〇%くら
い見てありますか。六〇%くらい見てありますか。

○藤谷説明員 当時の調査は、三十九年度末にお
きます残存鉱害量、将来発生鉱害量、二つに分け
て調査しております。そのときの残存鉱害量につ
いては、おっしゃる通りに効用回復という線で調
査をしてあります。それから将来発生量につきま
しては、原状回復ということ調査をいたしました
が、その後、先ほど局長が申し上げました数字
は、それに対して効用回復ということで計算をし
ているわけでございます。その効用回復の率は五

六・七%という数字になっております。
○井手委員 もう一つ、市町村から出てきた鉱害
量の総計は幾らでした。また炭鉱から出た鉱害の
量は幾らでした。あなたのほうの裁定したものは
先刻聞きました。

○藤谷説明員 残存鉱害につきまして、三十九年
度末における鉱害量の調査をしてあります。これ
が道府県市町村から提出されましたものが九十六
億という数字でございます。——いまの説明申
し上げました点をもう少しふえんたいとしますと、
炭鉱から出てきた分と市町村から出てきた分とが
あるわけでございます。その総合するところを除
きまして、炭鉱から出てきたものをこえる市町村
から報告のありました分が、ただいま申し上げま
した九十六億という数字になっております。

○井手委員 いや、そうじゃないのだ。三十九年
度に調査をしたものは、市町村で調査したもの
と炭鉱で調査したものとの二通りあるはずだ。そ
の調査というのは、いまさっき言った原形復旧の
五・六・七%に当たる。効用回復として調査したも
のが、いま言ったように市町村の調査したもの
と炭鉱が調査したものとの二通りある。それを端的
にいうなら、足して二で割つて通産省の六百七十
億という数字が出てきているのです。足して二で
割ることが、きちっと割つたかどうか知りませ
んけれども、大体そういう考え方です。

それから、あなたのほうではわからぬかもしれ
ぬが、ひとつ参考までに申し上げておきますが、
従来、鉱害量で、閉山当時の鉱害復旧量と、実際
復旧の計画を立てて復旧を進めておる復旧費の差
というものはたいへんなものである。参考までに
私は一、二申し上げておきましょう。福岡の柳井
炭鉱は閉山のときは七千六百万円の鉱害復旧費で
あったのが、その後、復旧計画を立ててやつてお
る金額は、ごく最近じゃありませんが、前の数字
では三億四千五百万円。これは、柳井の場合は若
干問題があると思うのです。それはばくちでこ
で申しませんが、私のほうの小城炭鉱は閉山当時八
億を予定したものが、今日では二十億をこえてお

る。あちらこちら、私も復旧工事に關係して驚くことは、最初予定した金額の二倍半から三倍になつてゐる。なぜそんなたかといへば、物価の問題もありましようけれども、最初は非常に過小に見積もつたといふことです。あれは鉾害ではなにか、あれはこれくらいですれば復旧できるじゃないだらうかといふうちに、非常に小さく、少なく見積もつたところにその差が出てきたわけです。それと、もう一つの問題は、あなたのほうは五六・七%の効用回復でいいというお考えが從來ありましたが、原形復旧でなくてはならないの効用回復にはならぬのですよ。そこにあなただけの開きがいへん出てくる。いわゆる一般の被害地からの要望とあなたのほうの考えの違ひが非常にそこに出てきているわけですから、閉山当時の復旧費の見込み額と實際効用する額というのは二倍半から三倍になつておる。もしそれを初めから原形復旧といふことで調査をしておるならば、その差といふものは五割か八割増しぐらゐでとどまつておるかもしれない。あなたのほうは五六・七%に最初から押えたところに問題があるし、県市町村の調査と炭鉱との調査の中間をとつたところにも問題があるわけですから、だから、私はここでその点をいろいろ言質をとるとか、きようは考へておられません。問題の重要性を訴えればいわけです。あなたのほうは認識してくれればいわけです。だから、七百六十億円、午前中もその点に対して田中委員から非常に不審な気持ちでお尋ねがあつておりました、そのとおりです。七百六十億といふのは、現在復旧計画を全部立ててごらんない、一千二百億あるいは一千五百億円になるかもしれない。少なくともこの五六・七%の効用回復に押えたことに一つの問題があるといふこと。この効用回復で一番大事なことは、これは専門的になりませんが、水利の關係です。水利の關係で、効用回復などといふことは一%か二%しかないのです。押し水といつて、同じ海拔、同じ高さ、上から流れて

くる水が押し水で、ずっとかんがい水が何十町も、何百町もかかつておるところは、一センチでも下がつたらたいへんなことです。そういう問題で効用回復などといふことがいえますか。それは山間部におけるいわゆる田ごとの月といわれるようなところで、ものによつては一メートル下がつたところを七センチ復旧すれば足りるところもあるでしょう。けれども、山ろく部から平坦部にかけての農地の復旧といふものは、効用回復といふものはほとんどあり得ないのです。まああなたのほうは予算獲得の國會答弁に都合のいいように小な見積もつたとは、私は邪推はいたしません。むしろ私は、鉾害といふものははつきり出すことが一般の要望にこたえる道だと思つておる。私は端的に申し上げると、三十八年現在六百七十億という鉾害量、その後物価の上昇を考えますならば、私は安定鉾害といわれるものは千二百億から千五百億を下ることはないと思つておる。少し石炭局も認識を改めてほしいと思つておる。とでいろいろ聞きたいこともありすが、どうですか、その点は。あなたのほうの考えがかなり誤りじゃないか。

○井上(元)政府委員 だいま榎井炭鉱、小城炭鉱等につきまして先生から実情についてのお話があつたわけですが、確かに私も、鉾害問題を見ておりました、経営者が評価する場合と被害者が評価する場合、あるいは地元等が考える場合は、いろいろその立場によりまして主張が違ふ点は事実でございます。どつちかというところ経営者は比較的安く見るといふような傾向があるわけでございます。やはり真理はおそらく、これは即断になつてはいかぬと思つておる。これは即断に調査が多いのではないかと。だから私も調査が中間をとつたといふわけではありせんけれども、いづれにしてもこの主張が違ふ。したがつて、その辺のところは私も鉾害復旧の實際の予算をとり、實際の復旧工事を施行するにあたりまして十分配慮しなければならぬ点だと思つておる。私も昭和三十一年度末の現状につき

まして昭和四十年に調査したわけでございますが、これにつきましては私も当時關係しておりましたので、被害者の立場、主張、それから鉾害業者、いわば加害者の主張あるいは市町村等の意見、こういうものをやはり公平に聞いて評価するようにといふことで、現地に調査を委託したわけでございます。私もそのつもりで、おそらく現地はそういった意味で調査してくれたものと思つておる。その集計が一応私どものほうに残存鉾害費として六百七十億といふことで出ておりますので、一応私はその時点における調査としては、まあこれが客観的に見て、一つの中膳を得た見方ではあるまいかといふうちに、実は率直にいつて考へておる。ただ、しかし、その後、時の経過もございまして、それから同時に鉾害につきましましては、やはり若干状況によつて変化が起こる場合もございまして、それから、予算編成あるいは實際の工事施行といふのあたつては、やはり調査はもろもろ基本的な一つの資料にはなりませんが、けれども、やはり現実の姿で精算した形で予算要求をする、あるいは工事の施行にあつても、現実に照らして復旧するといふことが必要ではないか。ただ五七%がどうだといふことで、工事をしてもどうか。現実にこれは農林省にやつていただいているわけですが、農地の復旧等いたします場合に、ほんとうに効用を回復しないような復旧をされても、全然意味がありません。したがつて、そういうような工事の設計をやつていただきたいと思つておる。予算もまた、必要な予算はそれに附けるといふことでなければならぬと思つておるわけでございます。予算編成等に際しまして、そういう立場でいきたいといふふうに考へておる。

○井上委員 四十年の調査には三十九年の物価が基礎になつておる。それだけでも、かなりの開きが現実にあると思つておる。資材の値上がりといふものは大きなものです。それと先刻言つた五六・七%の効用回復といふところに大きな開きがあるわけでありまして、それが正しいかは、ここで問ひ詰めようとは思つておる。あなたのは、少くとも千億をこえておると私は思つておる。だから予算を要求しても予定どおりにいかない。だから六カ所所定したものが四カ所に削られる。しかし四カ所のうちでも工事は六割ぐらゐしかできない。だんだん先送りになつておることは御承知のとおりです。

そこで私は大事な点をお尋ねいたしますが、この答申の中にある四十二年度からおおむね五カ年間復旧するといふ計画、これは法制局の關係も鉾山局の關係もないでしようから、これだけはひとつお示しをいただきたいと思つておる。この点、あまり鉾害量を少なく見積もるといへんなことになりまして、それだけはひとつ――もう炭鉱が閉山してから五年間に復旧するといふことは、歴代の大臣なり局長がしばしばこの席で言明したところですから、ところが實際には五年間の約束のものが、現実に七年になり八年になる。それがなお工事の半ばにしか達していないという状態です。したがつていま鉾害地の被害者が一番心配しておるの、一体いつになったら復旧が完了するであろうかといふことです。したがつて約束のとおりいまでも閉山してしまつたものについては、五カ年間で復旧をいたしますといふ、安心できる計画書を出していただきたい。どこの炭鉱については何年から何年までに終了いたしますとわかつておるはずですから、それだけはひとつきようこの席でなくともけつこうです。この法律案が上がるまででけつこうです。ぜひ御提出をいただきたいと思つておる。いかがですか。

○井上(元)政府委員 お説のように私も鉾害復旧につきましては今後計画的に処理していきたい、特に先ほど来問題になつております残存鉾害、これは一応基本的な調査もいたしておるわけでございますので、この残存鉾害につきましては、そのうち不安定なものは除きまして、安定を待つてやることにいたしますが、安定鉾害につき

ましては、やはり長期の計画を立てまして処理してまいりたいというふうに考えております。さしあたりその初年度といしましては、六十億の国の予算をもって、七十七億円の事業規模で復旧したいということ、この本年度実施いたします地点等におきましては、一応いま素案をつくっておりますが、さらに来年度以降のものにつきましては、これは全国鉱害調査をもとにいたしまして、緊急順位あるいは安定、不安定の程度等も勘案して、できるだけ早くつくりたいというふうに考えておりますが、明年度以降のものにつきましてはたまたまそういった作業を現地において検討していただいておりますのでありまして、いずれその検討を急ぎまして、審議会の鉱害部会等におきまして検討を加え、しかる後に長期の確たる計画として計画を樹立していきたいというふうに考えております。この計画がございすれば、いわば長期の予算確保対策といえますが、予算対策の裏づけとなればならないような性格でございます。ただいたずらに四十六年までに残存鉱害を処理するといえども、ただ机上の計画でもぐあい悪いわけございまして、やはり実行できる計画にしなければならぬというような関係もございまして、ただいま地方通産局等を中心にして、そういう作業をいたしておるのでございます。いずれ審議会にもはかつて決定しなければいけない事情もありますので、一両日を出すことは、来年度以降のものについてはちょっとできたいわけでありまして、この点はひとつ事情を御了解いただきたいと思っております。

○井手委員 途中で、農地復旧の反当限度の引き上げはどうなりましたか。簡単でいいです。

○松井説明員 反当限度額につきましては、現行五十万になっておりますが、これは昭和四十年にきめたものでございまして、その後の物価の変動等を考慮いたしまして、引き上げの幅につきましてはさらに関係省と協議して検討したいと思っております。

○井手委員 ところで、やがて言うわけじやございせんが、五十万を六十万に引き上げるといふのは審議会当時からの約束だったはずですよ。既定の事実なんですよ。だから、みんなことしの工事についてはそれを期待しておりますから、六十万に引き上げますと言ってもらえればそれで済むわけでございますが、いまごろになって、検討しますなという、ぼくにそういう返事は聞きたくないですな。何ならほかに打ち合わせてから返事をしてください。

○松井説明員 たいへんおくれて申しわけございませんが、引き上げにつきましては至急通産省と打ち合わせて決定したいと思っております。

○井上委員 たいしたことがございせんから、すみやかに御返事をいただきたいと思っております。

それかう、これは通産省ですか、答申にある、地方公共団体の財政負担を軽減するということについて結論が出ておるならば、この機会に承つておきたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 答申には御指摘のように、地方公共団体が、特に産炭地でございまして、財政が窮乏しております。鉱害負担等についても従来から意見がありましたので、本年度から、農地につきましては、従来国の負担は八三％ということに相なっておりますが、これを八五％まで引き上げることになりました。それによりまして、反面地方公共団体の負担を二％軽減するという措置をとったわけでございます。なお家屋につきましては従来八〇対二〇、國が八〇で地方公共団体が二〇という割合になっておったわけでございますが、それを國が八三、地方公共団体が一七の割合に改めるように改善したわけでございます。

以上でございます。

○井手委員 この問題はもう何回も論議されたことで、私どもは、施業案についても鉱害の認定についても何らあずからしてもらっていない県や市町村に、あと始末の費用だけを、たとえ一〇％にし

る十何％にしろ、さなきだに産炭地の衰微で困つておる県、市町村に負担をさせることはきわめて不当である、いふ不法であると思つております。しかしきょうはこれ以上申し上げません。

そこで結論を申し上げておきたいと思ひますが、鉱害処理について一番大事な鉱業権者に同意のあつせんと裁定の道を開くということについては、先刻大臣からやや誠意ある話を承りました。急いで法制局と打ち合わせて返事するというところでございます。法制局のほうに簡単に済めば、この国会に提案をなさるものと私は期待をいたしておりますから、しばらくその誠意が実るまでお待ちをいたしたいと思つております。

その次に、鉱害復旧の長期計画については、先刻来申し上げますように、鉱害復旧量についてかなり開きがあるということをひとつもう一ぺんも二へんも石炭当局は検討してほしい、そしてすみやかに長期計画を立てて、被害者の安心のいく具体案を早急に示していただきたい。この点を強く要望いたし、要求いたしました。きょうは私の質問をこれで一応打ち切ります。

午後五時二十四分散会

○多賀谷委員長 本日はこれにて散会いたします。